

# 『狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策生活応援 給付金』のお知らせ

狛江市では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、以下のとおり生活応援給付金を支給いたします。

## (ア) 支給対象の方

狛江市内に住所を有し、東京都社会福祉協議会の①又は②の貸付を受けている方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金緊急小口資金  
(特例貸付)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による総合支援資金生活支援金  
(特例貸付)

(イ) 支給額 1世帯につき30,000円を指定の口座へ振込みます。

## (ウ) 支給申請に必要な書類

- (1) 狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策生活応援給付金申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)
- (2) 東京都社会福祉協議会から受けている貸付①又は②の「借用書」の写し
- (3) 東京都社会福祉協議会の貸付金の振込が確認できる預金通帳の写し  
(預金通帳の「表紙」及び「振込みが確認できるページ」の写し)

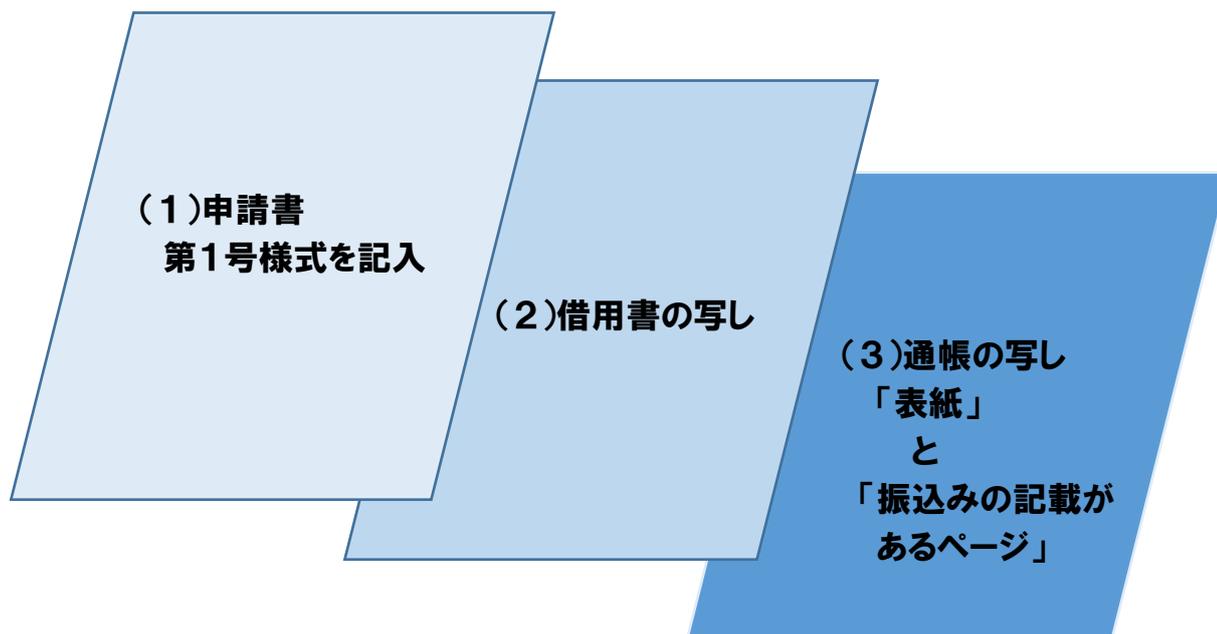
(エ) 申請期限 令和3年3月31日(水)必着

## (オ) 申請・問い合わせ先

必要事項を記載のうえ、「(ウ) 支給申請に必要な書類」の(1)から(3)までの書類を福祉相談課生活支援係へご提出ください。郵送によるご提出も可能です(ホームページ内の「料金受取人払」をご利用いただけます)。

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5  
狛江市 福祉保健部 福祉相談課 生活支援係  
電話 03-3430-1111 (代表)  
FAX 03-3480-1133

## ○支給申請に必要な書類



### (1) 申請書

記入例を参考に、『狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策生活応援給付金申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）』へ必要事項を記入してください。

### (2) 借用書の写し

東京都社会福祉協議会から受けている次の貸付に関する「借用書」の写しを添付してください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金緊急小口資金  
（特例貸付）

○新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による総合支援資金生活支援金  
（特例貸付）

### (3) 通帳の写し

東京都社会福祉協議会の貸付金が振込まれた預金通帳の「表紙」及び「振込みが確認できるページ」の写しを添付してください。

